事　務　連　絡
平成 29 年８月 24 日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について

医療機関のウェブサイトについては、これまで「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」（平成 24 年９月 28 日医政発第 0928 第１号医政局長通知。以下「医療機関ホームページガイドライン」という。）等に基づく行政指導の実施をお願いしておりました。このたび、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトに不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、今般、別添のとおり「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することとしました。つきましては、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底をお願いいたします。

当該事業においては、委託業者が医療機関ホームページガイドライン等に違反する疑いのある、虚偽・誇大等の不適切な表示をそのウェブサイトで行っている医療機関に対して医療機関ホームページガイドライン等の周知（別添１）を行います。周知を行っても改善対応が確認できなかった場合は、委託業者から都道府県等に情報提供がなされます（別添２）ので、その内容を確認のうえ、必要があると判断された場合には必要な指導をお願いいたします。

なお、「「医療法等の一部を改正する法律」の公布について（平成 29 年６月 14 日医政発 0614 第６号）」第２の１の（３）でお示ししているとおり、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下単に「広告」という。）について虚偽・誇大等の広告を禁止するよう見直しを行

っており、今後は医療機関のウェブサイト等も対象になります。本取扱いについては、公布の日（平成 29 年６月 14 日）から起算して１年を越えない範囲において政令で定める日から施行することとしています。それまでの間は、従前よりご対応いただいておりますとおり、医療機関ホームページガイドライン等に基づき適切な指導をお願いいたします。

この、改正法施行後の詳細な規制の内容については、検討会等において検討の後、お知らせします。

（参考）
医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ
http://iryoukoukoku-patroll.com

以上

（照会先）
厚生労働省医政局総務課　鈴木
TEL:03-5253-1111（4098）
FAX:03-3501-2048